

○ 大分県道路交通法施行細則(昭和51年大分県公安委員会規則第2号)の一部改正(案) 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次 第1章 省略 第2章 交通規制等(第2条-<u>第8条の2</u>) 第3章~第10章 省略</p> <p>第1条~第7条 省略</p> <p>(警察署長の駐車許可) 第8条 法第45条第1項の規定による警察署長の駐車許可は、車両に係る駐車が、次のいずれにも該当する場合に、許可するものとする。 (1) 申請の日時が、次のいずれにも該当するものであること。 ア 駐車(許可に条件を付する場合にあつては、当該条件に沿つた駐車。次号イにおいて同じ。)により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。 イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。 (2) 申請の場所が、次のいずれにも該当するものであること。 ア 駐車禁止の規制のみが実施されている場所(無余地となる場所及び放置駐車となる場合にあつては法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。)であること。 イ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。 (3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。 ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。 イ 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。 ウ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。 (4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。 ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近 イ その他の車両にあつては、当該用務先からおおむね300メートル以内</p> <p>2 法第49条の2第5項の規定による警察署長の駐車許可は、車両に係る駐車が、次のいずれにも該当する場合に、許可するものとする。 (1) 申請日時については、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。</p>	<p>目次 第1章 省略 第2章 交通規制等(第2条-<u>第8条</u>) 第3章~第10章 省略</p> <p>第1条~第7条 省略</p> <p>(警察署長の駐車許可) 第8条 法第45条第1項の規定による警察署長の駐車許可は、車両に係る駐車が、次のいずれにも該当する場合に、許可するものとする。 (1) 申請の日時が、次のいずれにも該当するものであること。 ア 駐車(許可に条件を付する場合にあつては、当該条件に沿つた駐車。次号イにおいて同じ。)により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。 イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。 (2) 申請の場所が、次のいずれにも該当するものであること。 ア 駐車禁止の規制のみが実施されている場所(無余地となる場所及び放置駐車となる場合にあつては法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。)であること。 イ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。 (3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。 ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。 イ 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。 ウ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。 (4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。 ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近 イ その他の車両にあつては、当該用務先からおおむね300メートル以内</p> <p>2 法第49条の2第5項の規定による警察署長の駐車許可は、車両に係る駐車が、次のいずれにも該当する場合に、許可するものとする。 (1) 申請日時については、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。</p>

- (2) 申請の場所及び方法が、次のいずれにも該当するものであること。
ア 場所については、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。
イ 方法については、当該方法で駐車することにより、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。
- (3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
イ 当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。
ウ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。
- (4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。
ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近
イ その他の車両にあつては、当該用務先からおおむね300メートル以内
- 3 前2項の駐車の許可を受けようとする者は、駐車許可申請書（第7号様式の2）を駐車しようとする場所を管轄する警察署長に提出しなければならない。
- 4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。
- (1) 当該申請に係る車両を運転する者の運転免許証
(2) 当該申請に係る車両の自動車検査証
(3) 当該申請に係る場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該申請に係る場所に印を付したもの）
- 5 警察署長は、第1項又は第2項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付すことができる。
- 6 警察署長は、駐車の許可をしたときは、駐車許可証（第8号様式）を交付するものとする。
- 7 前項の駐車許可証は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車させている間、当該車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければならない。

（警察署長の駐車の許可の特例）

第8条の2 前条第1項又は第2項の駐車の許可を受けようとする者は、同条第3項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない理由があるときは、駐車許可申請書の提出によらない方法で駐車の許可を申請することができる。

2 警察署長は、前項の規定による申請に対して駐車の許可をしたときは、駐車許可証の交付に代えて、許可番号その他の必要事項を通知するものとする。

- (2) 申請の場所及び方法が、次のいずれにも該当するものであること。
ア 場所については、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。
イ 方法については、当該方法で駐車することにより、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。
- (3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
イ 当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。
ウ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。
- (4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。
ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近
イ その他の車両にあつては、当該用務先からおおむね300メートル以内
- 3 前2項の駐車の許可を受けようとする者は、駐車許可申請書（第7号様式の2）を駐車しようとする場所を管轄する警察署長に提出しなければならない。
- 4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。
- (1) 当該申請に係る車両を運転する者の運転免許証
(2) 当該申請に係る車両の自動車検査証
(3) 当該申請に係る場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該申請に係る場所に印を付したもの）
- 5 警察署長は、第1項又は第2項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付すことができる。
- 6 警察署長は、駐車の許可をしたときは、駐車許可証（第8号様式）を交付するものとする。
- 7 前項の駐車許可証は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車させている間、当該車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた者は、通知された必要事項を記載した書面を、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車させている間、当該車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければならない。

第9条～第35条 省略

第1号様式～第30号様式 省略

第9条～第35条 省略

第1号様式～第30号様式 省略